

北九州市立大学附属図書館公開規程

(趣旨)

第1条 この規程は、北九州市立大学附属図書館管理規程(昭和39年北九州大学規程第2号)第1条第2項の規定に基づき、本学の教育・研究に支障のない範囲で、北九州市立大学附属図書館(以下「図書館」という。)の所管に属する図書及び資料を北九州市民等の学術的な調査研究に資するため公開することに関して必要な事項を定めるものとする。

(利用資格)

第2条 図書を利用できる者は、次の各号の一に該当する者とする。ただし、受験及び学習のための利用者を除く。

- (1) 北九州市内に住所を有する者
- (2) 北九州市内に事業を有する者、又は北九州市内の事業所に勤務する者

(公開日)

第3条 図書館は次の日を除き公開する。

- (1) 休館日
- (2) 大学の定期試験期で図書館長(以下「館長」という。)が必要と認める期間
- (3) 前2号に掲げるもののほか館長が学校教育上特に必要があると認める日

(利用時間)

第4条 図書館の利用時間は、毎日午前9時15分から午後9時30分までとする。

2 館長は、必要があると認めるときは利用時間を延長し、又は短縮することができる。

(利用申込)

第5条 図書館を利用する者は、あらかじめ図書館利用願を館長に提出しなければならない。

(利用の許可)

第6条 館長は、前条の図書館利用願に基づき適格と認めるときは、申込者に特別利用証を交付する。

(利用期限)

第7条 特別利用証の有効期間は、特別利用証を発行した日の属する年度の末日までとし、有効期間満了の日後も引き続き図書館を利用する場合は、特別利用証の更新を受けなければならない。

(館の利用)

第8条 利用者は、入館の際特別利用証を係員に提示しなければならない。

2 利用者は、図書及び資料の利用に際しては係員の指示に従わなければならない。

3 利用者の図書及び資料の閲覧は、同時に3冊以内とする。

4 利用者が館外に帯出できる図書の冊数及び期間は、次のとおりとする。

- (1) 冊数 2冊以内

(2) 期間 2 週間以内

第 9 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、北九州市立大学附属図書館管理規程の規定を準用する。

付則

この規則は、交付の日から施行する。